

えん罪救済センターNEWS No.3

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学 人間科学研究所気付 えん罪救済センター

URL: <http://www.ipjapan.org/>

facebook : <https://www.facebook.com/innocence.project.japan/>

email: ipj2015@outlook.com

Tel/Fax 075 (466) 3362 (受付時間 9 : 00~17 : 30, 土日祝日を除く)

シンポジウム

「取調べの可視化と裁判員裁判」報告

9月18日(日)、龍谷大学深草キャンパスにて、えん罪救済センター(IPJ)、京都弁護士会、龍谷大学矯正・保護総合センター刑事司法未来プロジェクトの主催により、シンポジウム「取調べの可視化と裁判員裁判～映像は真実を映し出せるか?」を開催しました。

オープニングで石側亮太弁護士から、可視化映像が証拠として利用された今市事件が本シンポジウム開催の動機であること、そして、可視化映像の利用にどんな問題があるのか現時点で明らかにしておく必要があるという問題意識が述べられました。

第1部では、映画監督であり、法制審議会特別部会の委員として刑事訴訟法の改正作業に関わってこられた周防正行監督にご登壇いただき、指宿信教授(成城大学・刑事訴訟法)と対談するかたちで、映像の特徴・危険性を語って頂きました。途中、ステージ端で始まった模擬取調べの様子をビデオカメラで撮影し、会場のモニターに中継しながら撮影の方向や角度によって映像の印象や性格が変わることが可視化されました。

「人はそれ以前の情報を前提に映像を評価する」「映像には情報が膨大に詰まっているので、人は映像の中に見たいものしか見ない」「映像の中に何をさせるかは誘導できてしまうので、映像ほど怖いものはない」という周防監督の発言は、映像というものを最もよく知る人からの警告として受け止める必要があると感じました。

また、「取調べの録画は、取調官が取調室で犯罪を起こさないための監視カメラという意味合いで捉えるべきだ」との発言に、可視化の原点を再確認しました。

第2部では、脇中洋教授(大谷大学・心理学)に、「取調室の心理と可視化」というテーマについて講演いただきました。

虚偽自白の要因には被疑者側の個体内要因と状況要因と

があること、これらが必ずしも映像には映らないこと(かえって別の情報が与えられること)、そもそも虚偽自白を防ぐには取調べの高度化が必要であることが図表などによって可視化されました。

第3部は、周防監督、指宿教授、脇中教授によるパネルディスカッションです。周防監督は、映像の問題以前に、「汚染された異常な空間での、圧倒的な力を持った人と、ただただ弱い存在の人とのやりとりを裁判の判断材料にすることをやめなければならない」と、取調べ手続そのものを痛烈に批判されつつ、可視化映像を任意性や信用性の判断に用いるのは無理であると指摘されました。

脇中教授は、「これをしたらアウト」という取調べに関するルールを作ることの重要性を指摘されました。

指宿教授は、可視化映像の危険性についての研究や、海外の実際の可視化映像を紹介された上で、本年8月10日の東京高裁判決が法廷での可視化映像の上映に非常に懐疑的な立場をとっており、今後の実務に大きく影響すると説明されました。

最後に、サトウタツヤ教授(立命館大学・心理学)に、指定討論としてシンポ全体を要約していただきました。

200名弱の参加者を得、好評をいただきました。

今回のシンポジウムの運営には、甲南大学の学生ボランティアのみなさん(写真)に多大なご協力をいただきました。若い世代がえん罪に問題意識を持って関わってくれたことが単純にうれしく、力強く感じました。心から感謝しつつ、今後のご協力もお願いしたいと思います。

えん罪救済センターは、これからもえん罪のない刑事手続の実現を目指す取り組みを続けていきたいと思っています。

[遠山大輔]



えん罪救済センターNEWS No.3

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学 人間科学研究所気付 えん罪救済センター

URL: <http://www.ipjapan.org/>

facebook : <https://www.facebook.com/innocence.project.japan/>

email: ipj2015@outlook.com

Tel/Fax 075 (466) 3362 (受付時間 9 : 00~17 : 30, 土日祝日を除く)

海外のえん罪救済

～DNA 鑑定に関する台湾新立法の紹介

台湾では、有罪確定後の事件について、元被告人等に DNA 鑑定の請求権を認める法律が 2016 年 11 月 1 日に成立しました。台湾版イノセンス・プロジェクトである「冤獄平反協会」が立法府に働きかけ、今回の立法に繋がったようです。

この法律は、有罪が確定した事件について、証拠等の DNA 鑑定をすることによって再審請求のために必要な「新事実」「新証拠」（台湾刑訴法 420 条 1 項 6 号）が得られる場合に、裁判所が DNA 鑑定を命ずることができるという内容です。

第 1 条は刑事司法の正確性確保・人権保障と、冤罪をなくし正義を実現することを目的にすると定めています。

元被告人等に DNA 鑑定を求める請求権を付与していること（第 4 条）、そのための証拠の適正な保存・保管を捜査機関に求めていること（第 9 条）、DNA 型の再鑑定の結果、元被告人に有利な結果が出た場合には「真犯人」のものと思われる DNA 型をデータベースにアップロードして真犯人を捜すことができるようにしている（第 8 条）ことなど、重要な内容が含まれています。

立法の際に参考にしたのは、アメリカにおける同様の立法*1 です。アメリカではすでに同様の立法が 2000 年代以降に全ての州で成立・施行されています（「有罪判決後の DNA 鑑定 Post-Conviction DNA Testing」といいます）。すでに有罪を言い渡された事件の受刑者等は、これら同様の立法により DNA 鑑定を州側に求めることができ、このことによって雪冤される事件が現在も相次いでいます。私たちは、同様の立法が日本にも必要であると考えています。

ところで、冤獄平反協会は 2012 年に設立され、すでに 4 件で再審開始を勝ち取っています。

協会は個別の事件の雪冤以外にも、立法府に対して再審関連法の改正を働きかけており、すでに 2015 年にも刑事訴訟法の改正を実現しています。

日本の大正刑訴法由来の台湾刑訴法は、420 条で日本刑訴法の 435 条と同様の再審開始事由を規定しています。420 条 1 項 6 号はもともと「確實之新證據」（確實な新証拠）がある場合に再審を開始すると規定していました。「確實な新証拠」とは確定判決当時に発見されていなかった「確實な新証拠」でなければならず、しかも単独で確定判決を覆せるような証拠価値の高いものでなければならぬと解釈されてきました。

しかし、420 条の文言により、再審開始に至るのは極めて困難な状況が続いていました。

そこで冤獄平反協会などが立法府に働き掛け、同条は 2015 年 1 月に改正されました。改正法は ①新しい事実や新しい証拠があれば再審開始事由を認め（「確實な新証拠」ではなく「新事実や新証拠」という文言になりました）、「新事実」は確定判決の時に判明していなくてもよいことを明確にしました（たとえば DNA 鑑定などの新たな結果がこれに含まれます）。さらに ②新証拠を単独で、又は以前の証拠を新証拠と総合して再審を開始するか否かを判断することが条文において規定されました。

そしてその後、2015 年 3 月の最高法院の判例により上記②の総合判断の際に「合理的疑い」が生じれば、再審開始決定が行われなければならないということになったのです。

協会の活動が立法にも大きな変革をもたらしたのです。さて、今回成立した台湾 DNA 鑑定に関する法律を一橋大学大学院の李怡修（リー・イシュウ）さんが翻訳して下さいました。右ページをご参照ください。

*注 アメリカにおける有罪判決後の DNA 鑑定に関する立法の現状と課題については、ニューヨークのイノセンス・プロジェクトのウェブサイトをご参照下さい。

<http://www.innocenceproject.org/>

[笹倉香奈]

えん罪救済センターNEWS No.3

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学 人間科学研究所気付 えん罪救済センター

URL: <http://www.ipjapan.org/>

facebook : <https://www.facebook.com/innocence.project.japan/>

email: ipj2015@outlook.com

Tel/Fax 075 (466) 3362 (受付時間 9 : 00~17 : 30, 土日祝日を除く)

刑事事件判決確定後のデオキシリボ核酸 (DNA) 鑑定 に関する法律 2016年11月1日第三読会可決

第一条 刑事裁判の正確性を保ち、無実の者が冤罪にされることを避け、人権を保障し、正義を守ることを目的としてこの法律を制定する。

2 この法律に規定がない場合は、関連する別の法律で定めるところによる。

第二条 有罪判決が確定した後、当該被告事件に関する証拠物又は試料を使用してデオキシリボ核酸(DNA)鑑定をした結果が、刑事訴訟法第420条1項6号にいう新事実又は新証拠になることにつき合理的に信用できるときで、かつ以下の各号の一にあたる場合は、当該証拠物又は試料を使用してデオキシリボ核酸(DNA)鑑定を行うよう請求することができる。

一 鑑定請求しようとする証拠物や試料を政府機関が保管しているとき

二 鑑定請求しようとする証拠物や試料について、まだデオキシリボ核酸(DNA)鑑定を行ったことがない、若しくは以前にデオキシリボ核酸(DNA)鑑定を行い、その後より新しい鑑定方法が存在するとき

三 請求しようとする鑑定方法に科学的合理性があるとき

第三条 前条の請求については、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

第四条 第二条の請求は、以下の者がこれを行うことができる。

一 判決を受けた者

二 判決を受けた者の法定代理人及び配偶者

三 判決を受けた者が死亡した場合、配偶者、直系血族、三親等内傍系血族、二親等内姻族、及び家長、家族

第五条 第二条の請求にあたっては、書状により具体的な

理由及びその鑑定方法又は技術を記載し、裁判所に提出しなければならない。

第六条 裁判所は必要と認めるとき、第二条に関する事項について相当な調査をすることができ、請求人、弁護人に通知し、公判廷で意見を陳述させることができる。

第七条 第二条の請求が法律上の方式に違反し又は理由のないときは、裁判所は決定でこれを却下しなければならない。但し、法律上の方式違反が補正できるものであるとき、まずは期間を定め補正するよう命じなければならない。

2 請求に理由があるとき、裁判所は鑑定許可の決定をしなければならない。

3 請求人は、請求を却下した決定に対し不服があるとき、決定が送達されてから10日以内に書状で理由を記載して、直接上級裁判所に抗告することができる。

4 抗告を受けた裁判所は、抗告が不合法又は理由がないと認めるときには、決定でこれを却下しなければならない。抗告に理由があると認めるときには、決定で原決定を破棄し、更に決定をしなければならない。

5 前項の決定については、再度の抗告をすることができない。

第八条 請求人に有利な鑑定結果が出たとき、裁判所は、鑑定結果をデオキシリボ核酸データベースの担当機関に送り、照合を行うよう、鑑定機関に命じなければならない。

第九条 証拠物と試料の正確性を保つために、捜査機関は証拠物と試料の採取、保管及び移転を適正に行わなければならない。

第十条 本法は公布の日から施行する。

[翻訳] 一橋大学大学院博士後期課程 リーイシュー 李怡修

えん罪救済センター—NEWS No.3

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学 人間科学研究所気付 えん罪救済センター

URL: <http://www.ipjapan.org/>

facebook : <https://www.facebook.com/innocence.project.japan/>

email: ipj2015@outlook.com

Tel/Fax 075 (466) 3362 (受付時間 9 : 00~17 : 30, 土日祝日を除く)

新たな運営委員のご紹介

新たに4名が運営委員として加わりました(50音順)。

大村典央(弁護士)

郡司 理(弁護士)

櫻井唯人(弁護士)

平塚晶人(弁護士)

本メールニュースについて

本メールニュースを今後も定期的に発行いたします。充実した内容にできるよう努めてまいります。ぜひお読みください。

ご寄付ありがとうございました

次号予告：第4号 2016年3月頃に発行予定です。

2016年8月15日から11月30日までに、下記の皆さまから貴重なご寄付を頂戴しました。活動の充実に努めてまいります。本当にありがとうございました。(お名前のご公表にご了承いただいた方を掲載しております)

石塚章夫 様

森野俊彦 様

伊藤 圭 様

他 7名, 2団体

ご寄付のお願い

私共の活動にあたっては、専門家による鑑定費用、交通費、印刷代、通信費その他の多額の費用が発生します。皆様からのご支援により、より手厚く、幅の広いえん罪事件の支援を私共が行うことが可能になります。どうぞご理解とご協力をお願いいたします。頂戴しましたご寄付は、当センターのえん罪事件支援の活動に使わせて頂きます。

お振込み方法

ゆうちょ銀行からお振込みの場合

記号14350 番号82839691

名前 エンザイキュウサイセンター(えん罪救済センター)

他行からお振込みの場合

銀行名 ゆうちょ銀行 店番 438

普通口座 四三八店(ヨンサンハチ店)

口座番号 8283969

名前 エンザイキュウサイセンター(えん罪救済センター)

◆◇編集後記◆◇

11月中旬に、熊本県玉名市のシュヴァイツァー寺で開催された九州再審弁護団連絡会にお邪魔しました。再審の現状を変えるという熱意に溢れた会でした。「叫びたし寒満月の割れるほど」(西武雄さんの獄中歌)。福岡事件で無実を訴えながら死刑を執行された西武雄さんの遺品も拝見し、過ちを認めて正すことができる司法を追求しなければ、と改めて思った次第です。〈さ〉

11月末現在で約190件のご相談をお寄せいただいております。ご相談いただいた案件は、各分野の専門家が多角的な視点で1件1件、慎重に検討しております。現在、科学鑑定の専門家ネットワークや協力弁護士ネットワークを拡大中です。今後、多くの雪冤を果たせるよう活動を拡げております。ご理解、ご支援の程、どうぞよろしく願いいたします。〈や〉